

# 「第二線図書館」概念の形成

——有山崧の所説を中心に——

葉袋秀樹\*\*

## 目次

はじめに

1. 「第二線図書館」の概念
    - 1.1 「第二線図書館」の二つの用法
    - 1.2 「第二線図書館」論議の二つの時期
  2. 「第二線図書館」に関する現在の定義
    - 2.1 図書館問題研究会『図書館用語辞典』
    - 2.2 「図書館活動論」のテキスト
    - 2.3 「第二線図書館」の概念の種類
  3. 有山崧による「第二線図書館」論の提唱
    - 3.1 有山「第二線図書館」論の二つの段階
    - 3.2 有山「第二線図書館」論の内容
    - 3.3 有山「第二線図書館」論の特徴
    - 3.4 有山「訪欧感想」
    - 3.5 有山「第二線図書館」論の位置付け
  4. その後の論議
    - 4.1 アメリカ州立図書館と「図書館の図書館」
    - 4.2 『中小都市における公共図書館の運営』
    - 4.3 『ひびや』の県立図書館論議
- 結びに代えて

## はじめに

わが国公立図書館界では、都道府県立図書館（以下県立図書館という）に対して、しばしば「第二線図書館」という用語が用いられる。この用語は「第一線図書館」と対になっており、住民に直接接してサービスを行う図書館を「第一線図書館」、第一線図書館に資料・情報の提供等の援助を行う図書館を「第二線図書館」という。後者は、住民に直接接する図書館を対象に図書館サービスを提供するため、「図書館の図書館」と呼ばれる場合がある。一般に、市町村立図書館を「第一線図書館」、県立図書館を「第二線図書館」という。

県立図書館に関する論議において、しばしば、この

「第二線図書館」の用語が用いられるが、用語の定義が明確でないために混乱を招くことが多い。したがって、本稿では、県立図書館研究の一環として、この「第二線図書館」の用語を取りあげ、その定義と起源について考察したい。これまでの県立図書館関係の文献における「第二線図書館」の用法を明らかにし、それを手がかりにして分析を進めたい。

## 1. 「第二線図書館」の概念

最初に「第二線図書館」の用語の使われ方について考察する。

### 1.1. 「第二線図書館」の二つの用法

「第一線図書館」「第二線図書館」の二つの用語のうち、「第一線図書館」の用語は、単独で、住民に直接接する市町村立図書館という一般的な意味で広く用いられている。他方、「第二線図書館」の用語は一部では積極的に用いられているが<sup>1)</sup>、必ずしも多くの県立図書館において用いられているわけではない。これは、現在、わが国の公立図書館界では「第二線図書館」の概念に対する評価が一定しておらず、肯定的な意味で用いられる場合と批判的な意味で用いられる場合があり、後者の解釈をとる県立図書館ではこの用語をあえて使用しないことが多いためと思われる。まず、この二つの用法について考察する。

#### 1.1.1 肯定的用法

肯定的用法とは、県立図書館は市町村立図書館と同様の機能を果たすのではなく、また、来館者等への直接サービスに重点を置くのではなく、市町村立図書館がその機能を十分に果たしうるように市町村立図書館への援助に力を注ぐべきであるというものである。従来、県下の市町村立図書館(特に県庁所在地の市立図書館)が未発達だったため、県立図書館が市町村立図書館の機能を代行して直接サービスを行うことが多かったが、その結果、逆に、市町村立図書館の設立を妨げたり、市町村立図書

\* 1986年10月25日受理

\*\* むない ひでき 図書館情報大学

館と競合したり、あるいは、市町村立図書館への協力・援助に消極的になる傾向があった。また、県立図書館そのものが弱体で、市町村立図書館への十分なサービスができない場合もあった。

この用法は、県立図書館と市町村立図書館の機能を区別することによって、こうした事態を避けることを意図したものである。この場合には、県立図書館のこれまでの活動に対して「第二線図書館」の用語が用いられることは少なく、県立図書館の今後の課題や方向性を示す用語として用いられることが多い。具体的には「県立図書館は第二線図書館に徹せよ」<sup>2)</sup>という表現が用いられている。これは、県立図書館がまだ良い意味での「第二線図書館」たりえていない場合である。

### 1.1.2 批判的用法

しかし、県立図書館と市町村立図書館の機能が明確に区別されている場合でも、必ずしも県立図書館について「第二線図書館」の用語が用いられるわけではない。これは、従来、「第二線図書館」を標榜したり、「第二線図書館」の典型と考えられてきた図書館の評価が必ずしも高くないことによるものである。これらの「第二線図書館」は比較的少数であるが、①郊外の不便な場所への立地、②直接個人貸出の廃止などの直接利用の軽視、③専門資料中心の蔵書構成、④移動図書館の廃止などの問題があり、県下の市町村立図書館や利用者から批判が寄せられている。とりわけ、これらの問題の根本にある、市町村立図書館が未整備な段階で利用者から遠ざかるうとするかのような姿勢に疑問が持たれている。

これらの点は「第二線図書館」の肯定的用法の内容とは大きく異なっており、必ずしも「第二線図書館」の概念に固有のものとは思われない。しかし、実際の「第二線図書館」の方が広く知られているため、「第二線図書館」の用語は、多くの場合、現実の「第二線図書館」に対する批判をこめて用いられている。この場合は、「県立図書館は第一線図書館であるべきである」<sup>3)</sup>という表現が用いられている。

このように、わが国には、あるべき「第二線図書館」像と現実の「第二線図書館」とが存在しているわけである。

## 1.2. 「第二線図書館」論議の二つの時期

### 1.2.1 「前期」と「後期」

これまでの「第二線図書館」をめぐる論議を振り返ってみると、1960年代中頃に境に論議の性格が変化している。これは、1960年代中頃、「第二線図書館」を標榜する県立図書館が登場したことによるものである。これ以前の1950年代から1960年代中頃にかけての時期には抽象

的な論議が行われ、1960年代後半から1970年代にかけての時期には実際に登場した「第二線図書館」に関する論議が行われた。この二つの時期を、仮に「前期」「後期」と呼ぶことにする。

先に述べた肯定的用法、批判的用法は、それぞれ、この前期、後期に対応する。前期には肯定的な立場から「第二線図書館」論が提唱され、後期には現実の「第二線図書館」に対する批判的な論議が展開された。

この結果、後期の1960年代後半以後県立図書館に関する論議においては、あるべき「第二線図書館」像と現実の「第二線図書館」の二つの主張が交錯し、しかも、その両者の定義が明らかにされなかったため、しばしば混乱を生じてきた。

### 1.2.2 問題点

したがって、「第二線図書館」の用語については次のような問題点がある。

- ①「第二線図書館」という用語は一体どこで生れ、誰によってどのような意味で使い始められたのか。
- ②現実の「第二線図書館」とはどのようなものであり、どのような特徴があるのか。
- ③現実の「第二線図書館」について、どの点がどう批判されているのか。
- ④現実の「第二線図書館」の考え方は初期に提唱された「第二線図書館」の定義とどのような関係にあるのか。

本稿では、このうちの①を取り上げるが、これについて次の二つの疑問を提起しておきたい。第一に前期の考え方と後期の考え方は、どういう関係にあるのかという点である。後期の論議が前期の論議とほとんど無関係に行なわれていることから見て、前期に提唱されたあるべき「第二線図書館」の概念が十分普及しないうちに、現実の「第二線図書館」が登場して強い印象を与えたため、前期の主張が埋没した形になっているのではないかと思われる。

第二に、上記のように、後期には現実の「第二線図書館」が登場し、それによって前期の「第二線図書館」の概念が打ち消されてしまったわけであるが、これは、単に現実の「第二線図書館」の力が大きかったためなのだろうかという点である。むしろ、前期の論議の中にそれを許すものが内包されていたのではないか、初期に提唱された概念が必ずしも十分でなかったのではないかとと思われる。

## 2. 「第二線図書館」に関する現在の定義

「第二線図書館」の用語は、現在、どのように定義されているのだろうか。この点を用語辞典とテキストの2

表 1 『図書館用語辞典』の三つの項目の比較

	㊸ 第一線図書館	㊹ 第二線図書館	㊺ 図書館の図書館
第一線図書館について	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「住民と直接に接し，住民の求める資料を提供し，レファレンス・サービス等を行う図書館」</li> <li>* 「利用頻度の高い資料を収集する」</li> <li>* 「多くは市（区）町村立図書館のことをいう」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「住民にとって最も身近な自治体である市区町村による」「利用者に密着したサービスを行う市区町村立図書館」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「住民に直接サービスする図書館」「住民に対して貸出し等の直接的サービスを行なう図書館」</li> </ul>
第二線図書館について	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「資料や情報の提供等によりバックアップする図書館」</li> <li>* 「利用頻度の低い資料」を所蔵する図書館</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「不足する資料や情報を必要に応じて……送り込む」役割を持つ 「背後から援助する……都道府県立図書館」</li> <li>* 「『図書館の図書館』として機能する」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「資料の補完・貸出し，レファレンスの援助などのサービスを行なう図書館」</li> <li>* 「より多くの，より蓄積された資料を持ち，資料や情報を検索するための手段を十分に備えた図書館」</li> <li>* 「他の図書館がサービスの対象であり，その図書館の利用者である住民は間接的なサービスの対象となる」</li> <li>* 「都道府県立図書館などがこれを担当する」</li> </ul>
県立図書館の直接サービスについて	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「県立図書館も直接サービスを行っているときには第一線図書館である」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 言及せず</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 言及せず</li> </ul>
第二線図書館の概念のとらえ方について	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 図書館の諸機能の一つ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 図書館の全体的なあり方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 図書館の諸機能の一つ</li> </ul>
第一線図書館と第二線図書館の相違について	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 市町村立図書館と県立図書館の機能の相対的相違</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 市町村立図書館と県立図書館の全体的なあり方の相違</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 市町村立図書館と県立図書館の機能の相対的相違</li> </ul>
第二線図書館の問題点について	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 言及せず</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「両者の役割上の軽重や優先順位を想像させる危険のある表現」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 言及せず</li> </ul>

種類の文献に探ってみた。

2.1. 図書館問題研究会『図書館用語辞典』

図書館問題研究会の編集した『図書館用語辞典』は「第二線図書館」の用語について詳しい定義を示した唯一の辞典である。本書は図書館の実務家を中心となって執筆しているため、本書の解説から、わが国の図書館現場においてこの用語がどのように受けとめられているかを知ることができる。

関係する見出し語として、㊤「第一線図書館」<sup>4)</sup>、㊦「第二線図書館」<sup>5)</sup>の二つがあり、両者の解説は微妙に食い違っている。他に関連する見出し語として、㊣「図書館の図書館」<sup>6)</sup>がある。これらは、全体として、肯定的用法の定義、すなわち、あるべき「第二線図書館」の定義を示したものである。

㊤「第一線図書館」、㊦「第二線図書館」、㊣「図書館の図書館」の解説を比較対照したものが表1である。「第一線図書館」「第二線図書館」「県立図書館の直接サービス」「第二線図書館の概念のとらえ方」「第一線図書館と第二線図書館の相違」「第二線図書館の問題点」の6点について、各項目の記述を比較してある。

2.1.1 「機能」と「あり方」

三つの項目の記述を比較すると、「第一線図書館」「第二線図書館」のとらえ方は次のように異なる。

㊤「第一線図書館」

「県立図書館も直接サービスを行なっているときには第一線図書館である」という指摘や、「第一線図書館」に対する「多くは市(区)町村立図書館のことをいう」という指摘に見られるように、県立図書館でも直接サービスが行われていることに注目し、県立図書館のサービスのうちの直接サービスの側面を「第一線図書館」と位置付けている。

「第一線」「第二線」の概念は図書館の機能の一つとしてとらえられており、県立図書館と市町村立図書館はともに、第一線図書館的機能を持ち、両者の機能の相違はあくまで相対的な相違に留まっている。両者の関係は次のようになる。

県立図書館

利用者へのサービス……………第一線図書館  
市町村立図書館へのサービス……………第二線図書館  
市町村立図書館  
利用者へのサービス……………第一線図書館

㊦「第二線図書館」

「……として機能する都道府県立図書館」という表現

に見られるように、一応機能の観点からもとらえられているが、県立図書館の直接サービスに触れず、特定の機能を市町村立図書館、県立図書館に割り当て、それぞれを「第一線図書館」「第二線図書館」と呼んでいるため、あたかも市町村立図書館そのものを「第一線図書館」、県立図書館そのものを「第二線図書館」と区分しているように受け取られがちである。このような表現は県立図書館全体のあり方を規定したもとして受けとられやすい。この両者の関係は下記のようになる。

県立図書館

市町村立図書館へのサービス……………第二線図書館  
市町村立図書館  
利用者へのサービス……………第一線図書館

もちろん、こうした「第二線図書館」の概念も、それが県立図書館の複数の役割のうちの一つであると受けとめられるならば問題はない。しかし、「第二線図書館」の用語は県立図書館全体を規定する用語として用いられることが多い。「第二線図書館的機能が都道府県立図書館の機能のすべてではない」というただし書きが欲しいところである。

なお、この項目では、「第二線図書館」が有効に機能するには、その前提として住民に密着した「第一線図書館」の活発な活動が必要であることが強調されている。

㊣「図書館の図書館」

この項目の内容は㊦「第二線図書館」のそれとほぼ同様で、「第二線図書館とよばれる」と解説されている。ここで注目すべきことは、まず、「第二線図書館」の直接サービスについて全く触れていない点であり、この点は㊦と共通している。次に、直接のサービス対象は他の図書館で、住民は「間接的なサービスの対象」であることが明示されている点である。

「都道府県立図書館などがこれ(図書館の図書館)を担当する」「県立図書館の図書館の図書館としての活動」という表現に見られるように、㊤と同様に機能の一つとして受けとめる傾向が強いが、県立図書館の直接サービスに言及せず、県立図書館には他の機能もあることには触れられていないため、県立図書館の全体的なあり方として受けとめられる可能性もある。

この辞典では、これらの点が十分意識されなかったため、三つの項目が全体として調整されておらず、その結果、三つの概念が併存している。

2.1.2 「第二線図書館」の業務内容

この点については、㊤㊦には「資料や情報の提供」としてしか触れられておらず、㊣「図書館の図書館」の項

目に次のように詳しく規定されている。

- \* 市町村立図書館への資料の貸出
- \* 市町村立図書館で所蔵しえない資料の保存
- \* 市町村立図書館で処理しきれなかった質問等に対する調査援助
- \* 資料・情報を検索するための各種目録・書誌類の作成・配布
- \* 類縁機関の把握・調査・協体制づくり

したがって、これらは、「第二線図書館」の業務として受けとめるべきであろう。これらはいずれも県立図書館による市町村立図書館への協力・援助業務であり、これらのサービスに取り組む必要があることは既に広く認められている。これらの業務は、鹿児島県立図書館<sup>7)</sup>をはじめ、「第二線図書館」を自称せず、また、そう呼ばれることのない図書館でも計画されたり、実施されたりしている。

### 2.1.3 「第二線図書館」の問題点

この辞典では先に述べたような実際の「第二線図書館」の問題点は取り上げられていない。「第二線図書館」の定義やイメージに問題がなければ、少なくとも県立図書館の市町村立図書館に対する協力・援助サービスの計画については、あまねく「第二線図書館」の用語が用いられてよいはずである。にもかかわらず、この用語が十分普及していないのは、現実の「第二線図書館」の存在とともに、それを背景とするこの用語の定義やイメージに問題があるためと思われる。

しかし、①で「両者の役割上の軽重や優先順位を想像させる危険のある表現である」との指摘があるほかは、三つの項目はいずれも抽象的な定義や理論の解説に留まり、現実の「第二線図書館」の問題点については全く言及されていない。

### 2.2 「図書館活動論」のテキスト

最近「図書館活動」に関するテキストとして『図書館活動』<sup>8)</sup>、『公立図書館活動論』<sup>9)</sup>の2点が刊行された。このうち前者では荃上衛、鈴木四郎によって、後者では鈴木によって「第二線図書館」という用語が用いられ、簡単に解説されている。荃上と鈴木の見解の特徴は次の通りで、かなりの共通点がある。

- ①ともに肯定的用法である。
- ②ともに県立図書館の直接サービスについて言及している。ただし、それぞれ内容は異なり、鈴木は図書館未設置地域に対する直接サービスを、荃上は来館者への直接サービス（閲覧、複写、参考業務、貸出）をあげている。

③ともに県立図書館＝第二線図書館、市町村立図書館＝第一線図書館と規定し、図書館の全体的あり方としてとらえる傾向が強い。

④第二線図書館の問題点に触れていない。

荃上と鈴木の用法は『図書館用語辞典』と同様に肯定的であり、「第二線図書館」の直接サービスについて具体的に言及している点では④に近く、「第二線図書館」を図書館の全体的なあり方としてとらえる傾向が強いという点では①に近い。

### 2.3 「第二線図書館」の概念の種類

『図書館用語辞典』の3項目(②③④)に荃上と鈴木の見解(①とする)を加えた4項目は、「第二線図書館の概念のとらえ方」と「直接サービスへの言及の有無」の組み合わせによって、表2のように、四つに分類することができる。

表2 「第二線図書館」概念の種類

		第二線図書館の概念のとらえ方	
		機能の一部	全体的あり方
直接サービスへの言及	有	②	④
	無	③	①

現在の「第二線図書館」に関する考え方は、少なくとも4種類に分れ、基本的な点で一致していないことがわかる。

しかし、県立図書館の直接サービスや現実の「第二線図書館」に関する評価を除いて、県立図書館が市町村立図書館を援助する必要があるという「第二線図書館」論の中心的意義は誰もが認めるところである。

以上のことから次の2点が明らかになる。

- ①「第二線図書館」の考え方には、県立図書館の機能の一つとしてとらえる考え方(②③)と県立図書館の全体的なあり方としてとらえる考え方(①④)があること。
- ②県立図書館の直接サービスが位置付けられている場合(②④)と位置付けられない場合(①③)があること。後者の場合は、「第二線図書館」ないし「図書館の図書館」が提供するサービスについては図書館を通じた間接的サービスのみが規定されており、利用者への直接サービスが積極的に規定されていない。特に、どの項目においても、「第一線図書館」の存在しない場合の第一線図書館的サービスの提供

主体については規定されていない。

### 3. 有山崧による「第二線図書館」論の提唱

#### 3.1 有山「第二線図書館」論の二つの段階

この「第一線図書館」「第二線図書館」の用語は、最初からこのように混乱していたのだろうか。この用語はそもそも、いつ誰が使い始めたのであろうか。

この「第一線図書館」「第二線図書館」論をわが国で初めて提唱したのは、戦後、日本図書館協会事務局長、後に日野市長を勤め、わが国公立図書館運動の発展に多大の貢献をした有山崧である。筆者の知る限りでは、これまで、この点を指摘している文献はただ1点しかなく、それも1981年に刊行された図書館報の記事に過ぎない<sup>10)</sup>。

有山による「第二線図書館」論の主張は、1950年代と1960年代の二つの時期に分かれ、それぞれ次のような形で発表された。

##### 3.1.1. 1950年代

有山がこの考え方を提唱したのは、図書館法成立直前の1950年から1957年にかけてであり、それは『中小都市における公共図書館の運営』（1963年）以前の戦後公共図書館運動のいわゆる「模索期」の時代であった。まず、1950年1月に雑誌『教育と社会』（全日本社会教育連合会刊）（その後『社会教育』に誌名変更）に「図書館は生きている」<sup>11)</sup>、1953年2月から4月にかけて雑誌『Books』（Booksの会刊）に「新しい図書館」<sup>12)</sup>、数年後の1957年10月の『教育じほう』（東京都教育庁編）に「地域社会における公共図書館の課題」<sup>13)</sup>の三つの文章を発表し、その中で「第一線・第二線図書館」論を展開している。

これらの文章はいずれも数ページ程度の短いものであり、それぞれの中でもごく簡単に触れられているに過ぎない。有山の主張は、大まかにいって、先の『図書館用語辞典』の「第一線図書館」の定義に近いものである。

##### 3.1.2. 「訪欧感想」

1962年6月から10月にかけて、有山はデンマーク、イギリスの図書館を視察し、その報告「訪欧感想」を翌年の『図書館雑誌』に連載している。このうち1963年7—8月号掲載の第5—6回で、有山は、デンマーク、イギリス（およびアメリカ）の図書館協力網を紹介し、わが国の公立図書館と比較して「第二線図書館」のあり方について言及している<sup>14)</sup>。

#### 3.2. 有山「第二線図書館」論の内容

有山が提唱した「第二線図書館」論とは、どのような内容のものであったのだろうか。有山の三つの文章には

相違点は見られないものの、それぞれ若干内容が異なるため、該当部分を整理すると、次のような内容となる。

戦前は、公立図書館はすべて同じ機能を持つものと考えられ、県立図書館も市町村立図書館も同じような方針で運営されていた。そのため、参考調査的機能と社会教育的機能は未分化な状態のまま両立しうるものと考えられていた。戦後は、各図書館の性格にそって機能を明確化するようになった。

したがって、この二つの機能を明確に分離し、県立図書館と市町村立図書館にそれぞれどちらかを重点的に担当させ、その図書館を有機的に組み合わせることが必要となった。

こうした観点から、公立図書館は第一線図書館と第二線図書館に分けて考えるべきであり、その内容は次の通りである。

#### I. 第一線図書館

##### <機能>

##### \* 社会教育的機能の担当

地域社会の民衆に直接接して社会教育的機能を重点的に担当する図書館であり、市町村立図書館がこれに当る。

##### \* 参考業務の放棄

町村立図書館といえども地域住民の要求があれば、参考調査的機能を果さなければならないが、学術調査的・参考調査的機能は思い切って放棄し、第二線図書館に委ねる。

##### <収集方針>

##### \* 一般書

住民の要求や利用が多い娯楽および生活に役立つ種類の資料を重点的に収集し、損耗を恐れず提供する。

##### \* 参考図書

年1回程度の利用も不確実な利用度の低い参考図書は購入を中止する。

#### II. 第二線図書館

##### <機能>

##### \* 間接サービス

第一線図書館の背後にあって、それを全体的にカバーし、その機能を調整・指導・援助する図書館で、県立図書館がこれに当る。

極言すれば間接的存在で、第一線への援助部隊であり、地域社会の民衆に直接接するのは主として参考面に限られる。

##### \* 参考図書館の機能

所在地の市民に対する一般的な閲覧サービスは、所在地の市立図書館に委ねる。

第一線図書館が放棄した参考調査的機能を担当する。

### 1. 直接サービス

館内には主題別の小研究室的閲覧室を多数設けて、その府県の「巷（ちまた）の大学」として研究調査の役目を果たす。

### 2. 第一線図書館へのバックアップ

第一線図書館からの要求に基いて、随時、学術書等資料の貸出を行う。

蔵書目録を作成し、第一線図書館に配布する。

第一線図書館で回答できない質問に回答する。

### 3. 館種間協力

府県内の公共図書館、大学図書館、専門図書館と協力して、総合目録を作成し、相互貸借を実行するとともに、各機関の特色に応じて分担収集を行なう。

#### <社会教育的機能のバックアップ>

（第二線図書館を担当する図書館が行う）

#### \* 第一線用図書への貸出

第一線図書館の未設置ないし弱体な地域へは、第一線用図書を出し出し、第一線図書館的機能を果たす。

#### \* 第一線図書館のための集中整理

県内の図書館の図書整理技術を指導するとともに、集中整理サービスを行うことによって、第一線図書館の人手をサービス面に向ける

### 3.3. 有山「第二線図書館」論の特徴

有山の「第二線図書館」論には次の三つの特徴があることがわかる。

#### 3.3.1 「第一線図書館」と「第二線図書館」の区分

##### ①区分原理

「第一線図書館」は社会教育的機能、「第二線図書館」は参考調査的機能と、機能によって二分されている。これは、利用者にとっては利用目的ないし利用する資料の相違であり、図書館にとってはサービス目的ないし提供する資料の相違である。基本的に、資料収集方針とサービス内容の明確な区別の必要性を指摘したものである。住民に直接接するかどうかの相違は、その結果として生ずるのである。

##### ②相対的な区分

「第一線図書館」はあくまで社会教育的機能を「重点的」に担当し、それに役立つ資料を「重点的」に収集する。概念上の区分は明確であるが、実際には多かれ少な

かれ他の機能をも引き受けることになる。

したがって、参考調査的機能も「第二線図書館」に固有なものとはいえない。「町村図書館といえども地域住民の要求あれば参考調査的機能を果たさなければならない」とあるように、「第一線図書館」も質問を受けつけ、可能な範囲で回答する必要がある。市町村立図書館が購入中止すべき参考図書も、「一年に一度利用されるかどうか解らないいわゆる参考図書」とされており（例として『群書類従』があげられている）、参考図書一般の購入を否定したものではない。また、質問を県立図書館に回送して回答してもらうのは、あくまで「町の図書館の手に余る」場合である。わざわざ、この点が付記されているのは、町立図書館に処理できるものは町立図書館で回答すべきであることを確認したものとと思われる。

##### ③機能的概念

「第一線図書館」「第二線図書館」のいずれについても、まず、その機能を明らかにし、それに市町村立図書館、県立図書館を割り当てている。県立図書館も第一線用図書の貸出を行い、社会教育的機能をバックアップするため、「第一線の機能」を持つことになる。つまり、「第一線図書館」、「第二線図書館」とも図書館の機能を示す抽象的概念であり、それぞれの図書館は複数の機能を兼ねることができるといえる。

#### 3.3.2 「第二線図書館」の直接利用

##### ①立地の問題と「巷の大学」

有山は、第二線の県立図書館は「その府県の巷の大学として人々の研究調査の役に立つ」ことを主張している。「巷」とは、「町の中の道路、街路、また、にぎやかな所。まちなか。」<sup>16)</sup>の意味があり、人々が日常的に気軽に利用することのできる図書館を想定していたと考えられる。

##### ②「背後」

有山は、「第二線図書館」は、「第一線図書館」の「背後」に位置するとか、「間接的存在」であるといった表現を用いている。しかし、これは、立地条件や利用しやすさの問題について、人々の直接利用を考慮しなくてもよいとか、人々の利用しにくい場所にあってもよいということの意味するものではない。

「背後」とはあくまで抽象的なレベルの用語であり、「間接的存在」も「極言すれば」の留保つきである。さらに、有山は、「第二線図書館として、地域民衆に直接触れることはある。それはしかし、主として参考面のことである。……」と述べ、参考面を中心として、第二線図書館が地域民衆によって直接利用されることを想定しているのである。

##### ③直接個人貸出

個人貸出については触れられていないが、当時、既に大部分の県立図書館が個人貸出を実施しており、当然、貸出を行うものと考えられていたと思われる。この点有山の考え方をさらに検討する必要があるだろう。

#### ④社会教育的機能の直接利用

「第二線図書館」に当たる県立図書館は参考調査的機能を果たすだけではない。「第一線図書館」が担う社会教育的機能についても、施設が未設置ないし不足する場合あるいは資料が不足する場合には、第一線用図書を出し出してバックアップするのである。これには今日の移動図書館と一括貸出が含まれるものと思われる。この面でも直接サービスが行われるわけである。

### 3.3.3 協力・援助

#### ①協力貸出

「第一線からの要求に基いて随時資料の貸出しを行なう」とされており、貸し出す資料の例として「参考調査面」の資料や「学術書」があげられている。ここでは、1970年代に入ってわが国でも開始された協力貸出が生き生きとした姿で描かれている。

また、必ずしも明確ではないが、「参考調査面」という用語から見て、参考図書も貸し出されるものと考えられる。たとえば、「第一線図書館」では『群集類従』を持つ必要がないとされているのは、「第二線図書館」から貸し出されるためであると思われる。

#### ②協力レファレンス

町立図書館に寄せられた質問がその図書館の手に余る場合は、その質問を県立図書館に回送して代わりに回答してもらう。これは、現在、協力レファレンスと呼ばれているサービスであるが、協力貸出と同様に具体的に明らかにされている。

#### ③その他の協力・援助

その他、「第一線図書館」における省力化と整理技術の向上のための集中整理、館種間協力による分担収集や地域総合目録も構想されている。現在の図書館システム、ネットワークの考え方が既に具体的に示されているといえよう。

### 3.4. 有山「訪欧感想」

この「第二線図書館」論は、数年後の有山によるヨーロッパ視察の結果、どのように変化したのだろうか。「訪欧感想」では、「第一線図書館」「第二線図書館」の用語は一部でしか使用していないが、同様の問題意識から海外の図書館相互貸借網と比較考察し、次のように述べている。

第一線のpublic library が地域住民の身近な要求

に役立とうとすると、どうしても参考面が手薄になる。これをどうカバーするかという所に lending system の問題が生じてくる。(中略)……まず、図書館を作って、blank area を埋める努力をするとともに、第二線図書館としての県立図書館の機能を確立して第一線図書館をカバーすることも考えなくてはなるまい<sup>17)</sup>。

有山は、まず、日本では公立図書館の設置率が低いため、設置率を高める必要があることを指摘するとともに、図書館相互貸借網の必要性を指摘している。そして、その具体的な方法として、parish library—county library—national library の系列からなるデンマーク方式と、市町村立図書館—regional library system—national library の系列からなるイギリス方式の例を紹介している。

日本の場合については、①どの方式が適切か、現実に即して慎重に研究する必要があること、②わが国の「第一線図書館」はまだ「第二線図書館」を本当には必要と感じていないこと、③県立図書館の役割は公共図書館のナショナル・プランの中で検討しなければならないことを指摘している<sup>18)</sup>。

このように、有山の「第二線図書館」論は、初期には県立図書館—市町村立図書館という単純な二階層構造であったが、ヨーロッパの先進国の図書館協力網を視察した結果、図書館協力にも多様な形態があることを学び、わが国に適した図書館協力のあり方を現実に即して検討する必要性を提起するようになったのである。

これらはきわめて簡単な記述であり、しかも、わが国の県立図書館について正面から論じたものではなかったが、『図書館雑誌』に掲載されたため、初期の提言に比べれば広く読まれたものと思われる。

### 3.5. 有山「第二線図書館」論の位置付け

この有山「第二線図書館」論と先に紹介した「第二線図書館」の定義との相違点は次の通りである。なお、有山の主張の意義と限界については、現実の「第二線図書館」と比較し、改めて論じたい。

①「巷の大学」という表現に見られるように参考図書館として住民に直接サービスを行うこと、また、図書館の未設置ないし不足する地域には第一線用図書を出し出すことが想定されており、二重の意味で直接サービスが明確に位置付けられていること。

②県立図書館も、「第二線図書館」だけでなく、「第一線図書館」的機能をもつ場合があることからわかるように、「第二線図書館」の概念は明らかに県立図書館



- の機能の一部としてとらえられていること。
- ③1950年代に提唱された「第二線図書館」論はそのまま生きてはいるが、ヨーロッパ訪問の過程で多様な図書館協力のあり方を見学した結果、再検討の過程にあったこと。
  - ④「図書館の図書館」や「間接サービス」という用語は用いられていないこと。これらは、有山の提唱したのではなく、後に、他から導入されたものと思われること。
  - ⑤有山「第二線図書館」論は、『図書館用語辞典』の定義のうちの④「第一線図書館」の項目とほぼ一致するが、他の2項目とは異なる点があること。現実の「第二線図書館」とも一致していないこと。

こうした有山の提唱がどの程度の影響を与えたかは明らかではない。「第二線図書館」という用語を用いている論文や記事は多数あるにもかかわらず、先に述べたように、1981年の記事1点を除いては有山の主張に言及したものは見られない。しかし、これは有山の主張に影響力がなかったことを証明するものではない<sup>19)</sup>。有山の主張の影響については今後より詳細な調査が必要と思われる。

#### 4. その後の論議

##### 4.1. アメリカ州立図書館と「図書館の図書館」

「第二線図書館」論の最初の提唱者が有山であることは明らかになった。それでは、有山が用いなかった「図書館の図書館」という用語の起源はいつであろうか。

##### 4.1.1 アメリカ州立図書館の機能の紹介

「図書館の図書館」とは、もともとはアメリカの州立図書館の機能を表現した用語である。わが国では、これまで、アメリカ州立図書館の機能については十分には理解されてこなかった。しかし、紹介そのものは早くから行われており、既に1950年代後半にその重要性が提起されている。

裏田武夫（東京大学）は、1958年に、日本の県立図書館が県庁所在地の市立図書館の活動しかしていないことに疑問を示し、アメリカ州立図書館の独自の図書館活動と図書館行政機能の意義を明らかにするとともに、ミンガン州立図書館の市内の図書館に対する調査活動について紹介している<sup>20)</sup>。

1959年9月から10月にかけて、福田直美等9名からなるアメリカ図書館研究調査団はアメリカ各地の主要図書館を視察し、翌1960年『アメリカの図書館』という報告書を刊行している。この中では、アメリカ州立図書館について、任務、機構、機能、「図書館サービス法」によ

る任務等が簡潔にまとめられている<sup>21)</sup>。市内の図書館協力の観点からは次の4点が注目される。

- ①各州の州立図書館のある州都はほとんど交通、商業の中心地を避けた閑静な土地に置かれている。
- ②州立図書館の共通の機能は、州議会へのサービス、州行政部局へのサービス、州の歴史関係資料の収集、市内公立図書館への資料の貸出等の協力、市内公立図書館への指導・助言である。
- ③最近になって、州立図書館は市内における図書館活動の中核的存在となり、いわゆる the library for the libraries「図書館の図書館」としての機能を果たしている。
- ④州立図書館の機能の中心は市内公立図書館に対する協力・指導・助言である。

同じ1960年、上記調査団の一員であった後藤純郎（日本大学）は、アメリカ州立図書館の機能を具体的に紹介し、これを「図書館のための図書館」と呼んでいる。さらに、わが国県立図書館に対し、その機能を県庁所在地市立図書館のそれと区別し「図書館のための図書館」の機能を果たすように提言し、東京都立日比谷図書館の任務を具体的に提案している<sup>22)</sup>。

北島武彦（東京学芸大学）は、1962年に、「東京都の公共図書館総合計画」<sup>23)</sup>に対する意見を述べ、その中で、東京都立日比谷図書館の活動は「第一線図書館といわれる他の市区立図書館の活動形態と異なるべきであり、いわゆる Library's Library としての機能をもつべきである」<sup>24)</sup>と主張し、都内の書誌センターの役割を持つことを提言している。この意見は明らかにアメリカ州立図書館の機能をモデルとしたものである。

以上の経過から、今日の「第二線図書館」の概念の一部を構成している「図書館の図書館」の用語がアメリカ州立図書館に源を発していることがわかる。

##### 4.1.2 アメリカの州立図書館と日本の県立図書館との比較

アメリカ州立図書館の独自の機能はわが国でも実現する必要がある。しかし、アメリカの州立図書館とわが国の県立図書館を直接比較することには疑問がある。そもそも、アメリカ合衆国連邦制度の下では、州はあくまでも連邦としての合衆国の構成メンバーであり地方団体ではないという点で根本的に異なっている。また、具体的な点でも、①アメリカは国土が桁違いに広く、図書館協力を通じた間接サービスへの依存度が高いこと、②アメリカの州都は交通・商業の中心地ではないこと、③交通・商業の中心地には長い歴史を持ち充実した市立図書館があることの3点が相違している。したがって、日本の

県立図書館ではアメリカの州立図書館よりも直接サービスの必要性が高くなるとされる。

この時点では、「図書館の図書館」の用語は、「第二線図書館」の考え方も「間接サービス」の用語とも結び付けられていなかった。これらの用語は、その後、徐々に結びつけられていくのである。

#### 4.2 『中小都市における公共図書館の運営』

有山が用いなかった「間接サービス」の用語の起源はいつであろうか。この用語は、もともと、1963年3月刊行の日本図書館協会中小公共図書館運営委員会『中小都市における公共図書館の運営』（以下『中小レポート』という）に起源を持つものと思われる。また、『中小レポート』は「第二線図書館」論の基礎としての県立図書館と市町村立図書館の機能分担に関する論議が盛んになる一つの契機ともなっている。

『中小レポート』における県立図書館論を紹介し、その問題点について考察するとともに、これらの経過について明らかにしたい。

##### 4.2.1 『中小レポート』の県立図書館論

『中小レポート』によって指摘されているように、『中小レポート』以前には県立図書館と市町村立図書館の運営方法は明確には区別されていなかった<sup>25)</sup>。

『中小レポート』における中小図書館と県立図書館の関係に関する主張は、主に第1章「序論」にまとめられており、次の4点に要約することができる<sup>26)</sup>。

- ① 中小図書館は、自らの重要性を認識することができず、機能の異なる県立図書館等の大図書館の運営方法を模倣して運営されてきたため、中小図書館にふさわしい運営ができず、本来のサービスを提供してこなかったこと。
- ② 県庁所在地のうち市立図書館があるといえるのは約3分の1に過ぎない状態であり、県立図書館は主に館内閲覧サービスによって県庁所在地の市立図書館の役目を代行してきたこと。このため、県立図書館と中小図書館の機能が区別されず、県立図書館本来の役目を果たしてこなかったこと。
- ③ 市民が最も必要とするのは、市民の生活圏にあって日常的に利用できる中小図書館であり、このため、中小図書館は公共図書館のうちで最も重要な位置にあること。
- ④ 県立図書館は中小図書館の後盾として必要であること。県立図書館の役割は中小図書館を援助することであり、県立図書館は中小図書館を通じてのみ真に全県民にサービスすることができること。

④については、「より大きな図書館は、それが利用者の近くに存在する中小図書館を何らかの意味で援助し、後援してくれる確証があってこそ、その存在が公共図書館として是認されるのである。都道府県立や国立の図書館は、中小図書館を通じてのみ、真に全国民に公共図書館サービスをしていると言いうるのである」<sup>27)</sup>と解説している。

これを基に、第6章「図書館設置と相互協力」では、県内における図書館協力の課題として、県立図書館の任務を中心に、次の8項目があげられている<sup>28)</sup>。

1. 図書館未設置地域に対するブックモビルの運行
2. 市町村立図書館に対する分館政策
3. 県庁所在地の市立図書館の設置
4. 市町村立図書館への貸出
5. 市町村立図書館へのレファレンス・サービス
6. 市町村立図書館間の相互貸借
7. 研修についての協力
8. 県図書館協会、県公共図書館協会への協力

そして、「巻末付録」では「県立図書館への要望」として下記の項目を中心とする7項目があげられている<sup>29)</sup>。

1. 県庁所在地の市立図書館的業務から全県民対象の図書館サービスへの転換
2. 資料費の大幅増加、特殊な資料の市町村立図書館への貸出と送料の半額負担
3. 資料目録の印刷発行と県下市町村立図書館への配布
4. 図書館未設置の市町村への図書館奉仕
5. 県庁所在地における市立図書館設置のための努力

この様に、『中小レポート』では市立図書館と県立図書館の役割に関するこれまでの誤りが指摘され、両者の役割がはっきり分けられているが、「第一線図書館」「第二線図書館」という用語は一切用いられていないのである。

##### 4.2.2 『中小レポート』の県立図書館論における直接サービスの欠落

しかし、『中小レポート』においては、県立図書館のあり方や任務は、市町村立図書館への援助についてのみ述べられており、その全体が明らかにされているわけではない。最大の問題は、市町村立図書館を通じた県民へのサービス、すなわち、間接サービスのみが取り上げられ、県民による県立図書館の直接利用（直接個人貸出、レファレンス・サービス）とそのためのサービス、すなわち、直接サービスの問題が正面から取り上げられなかったことである。あくまで外部の市立図書館側からのア

ブローチであって、県立図書館内部からのアプローチではなかったのである。これが後の混乱の原因となったといえよう。

特に、『中小レポート』では、従来の誤った考え方を否定する余り、しばしば極端な表現が用いられている。例えば、有名な「中小公共図書館こそ公共図書館の全てである」という命題については、「利用者は大図書館を望んでいない」と主張し、利用者は「実際に借[り]ることのできる一冊の本、生活上の疑問の解決にかけつけることのできる図書館さえ在れば、府県立図書館その他の大図書館については関知する必要はないと言ってよい」<sup>80)</sup>と説明している。これは、仮に、従来の考え方を否定する上で必要な表現であったとしても、極論であることは間違いなく、あたかも県立図書館の直接利用の必要がないかのような誤解を招きやすい表現である。

しかし、このように、県立図書館の直接サービスの問題が取り上げられなかったことに対して『中小レポート』を批判するのは誤りである。なぜなら、もともと『中小レポート』は、人口5万人～20万人の中小都市における公立図書館のあり方について研究した報告書であり、県立図書館も含めた公立図書館全体のあり方を論じたものではないからである。そのため、『中小レポート』の刊行後、『中小レポート』では対象としなかった人口5万人以下の自治体の図書館と県立図書館について同様の報告書の作成が計画され、三つの報告書の刊行後、三つの委員会の委員が合同で討論を行ない、ナショナルプラン形成へ向けて論議をまとめることが計画されていたのである<sup>81)</sup>。

人口5万人以下の自治体については小図書館運営研究委員会による調査が行われ、『小図書館の運営』等<sup>82)</sup>が刊行されたが、県立図書館については、都道府県立図書館運営研究委員会による「都道府県立図書館実態調査」が行われ、調査した県立図書館に関する報告書が刊行されたものの、最終報告書はまとめられず、三つの委員会合同の総括討議も行われなかったのである<sup>83)</sup>。

県立図書館の機能やサービスの全体像を明らかにするのは、「県立レポート」の任務であり、『中小レポート』が、中小図書館にとっての県立図書館についてのみ述べているのは当然のことである。

#### 4.2.3 『図書館雑誌』の県立図書館論議と「間接サービス」論

『中小レポート』以後、わが国の図書館界では県立図書館のあり方に関する論議が盛んになった。1963年から1964年にかけて『図書館雑誌』の誌上で4回（1964年9月、10月、11月、1964年4月）にわたって県立図書館の特集が組まれたほか、その後も投書、投稿などの記事が

掲載され、1965年末までに現場の公立図書館職員が執筆した記事を中心に計22件が掲載された。

しかし、これらの記事中では、意外と「第二線図書館」の用語は用いられず、この用語が用いられたのは、市村新（石川県立図書館長）、高橋文男（大分県立図書館）、中山正道（都城市立図書館）の記事計4点に過ぎなかった。

市村は1964年4月号で「第二線図書館」論における図書館未設置地域への直接サービスを批判している<sup>84)</sup>。高橋は1964年4月号<sup>85)</sup>と1965年6月号<sup>86)</sup>に寄稿しているが、『中小レポート』と『図書館雑誌』の県立図書館特集記事における中小図書館・県立図書館論を「公共図書館の一線・二線論」と表現し、公立図書館の通俗化であると批判している。高橋の記事のうち後者の標題は「公共図書館の概念と一線・二線論の問題点」となっている。これは、当時の『図書館雑誌』の記事中で標題に「一線・二線」の用語を用いている唯一の記事であり、この用語を普及させ、『中小レポート』と結び付ける上で一定の役割を果たしたものと思われる。

中山は1964年10月号と1965年2月号に県立図書館の機能に関する記事を投稿しており、最初の記事で「第二線図書館」の用語を用いているが<sup>87)</sup>、ここでは2番目の記事に注目したい。この記事では、『中小レポート』の次の記述をもとに県立図書館の「間接サービス」論を提唱している<sup>88)</sup>。

県立図書館が県内の市町村立図書館へ資料を貸出しすることは本来「相互」貸借ではない。県立図書館は県内の市町村立図書館にとって利用度の低い特殊な資料や高価な図書を集集し、要求に応じて市町村立図書館へ貸出さねばならない。これは恩恵ではなく、県立図書館の存在そのものにかかる当然の任務である<sup>89)</sup>。

中山は、これをもとに、県立図書館の県内市町村立図書館へのサービスをサービス-被サービスの関係ととらえて「間接サービス」と呼び、図書館協力と区別している。上記の『中小レポート』からの引用文は、いわゆる「リクエスト貸出」を論じたものであるが、中山は、これを図書館設置促進の手段としての市町村立図書館への一括貸出にも適用し、直接サービスよりも一括貸出中心の運営と図書館設置のための働きかけを行うことを提言し、これによって市町村立図書館が自主性を失うことはありえないと主張している。

『中小レポート』では「間接サービス」の用語は用いられていない。中山による「間接サービス」の規定は、

『中小レポート』に見られる直接サービスの欠落をより明確化したものとなっている。

アメリカ州立図書館の機能の紹介と『中小レポート』における県立図書館への批判によって、これまで有山が指摘してきた県立図書館の問題点がより具体的に明らかにされたといえる。しかし、アメリカ州立図書館における「図書館の図書館」論、『中小レポート』における「間接サービス」論には、逆に、有山の「第二線図書館」論では明確に把握されていた県立図書館による「直接サービス」の位置付けが欠けており、その点が後に問題となるのである。

#### 4.3 『ひびや』の県立図書館論議

この後の1965年から1966年にかけての時期は、東京都立日比谷図書館の館報『ひびや』で東京都立新図書館計画のための論議が積み重ねられた時期である。この論議の中で「第二線図書館」の用語が図書館学の研究者や指導的立場にある図書館員によって用いられた。

##### 4.3.1 『中小レポート』について

後藤純郎は、1965年10月号掲載の論文で、東京都立新図書館構想について、アメリカ州立図書館の徹底した「間接奉仕」機能が理解されていないこと、東京都立図書館の本来の使命である「間接奉仕」の意義が十分理解されず名目のみに留まっていること、市町村立図書館を通じた間接奉仕こそ納税者への公平な奉仕の道であることを主張している<sup>40)</sup>。

他方、『中小レポート』については、県立図書館を第二線図書館と定義し、その機能を第一線の市町村立図書館とはっきりと区別していることを指摘し、これはアメリカ州立図書館の任務を日本の現状に照応させた立派な考え方であると評価している。

後藤の主張には次の点で変化が見られる。

- ①アメリカ州立図書館に対し、これまで用いてこなかった「間接奉仕」の用語を用いて、その性格をより明確にしていること。
- ②『中小レポート』では「第一線図書館」「第二線図書館」の用語は用いられていないにもかかわらず、『中小レポート』の内容から判断して、その県立図書館像を「第二線図書館」と見なしていること。
- ③「図書館の図書館」として「間接サービス」を行うアメリカ州立図書館と『中小レポート』における県立図書館をほぼ同様のものと見なしていること。

③について、中山の「間接サービス」論と後藤の「間接奉仕」が同義の概念であることに注目すべきである。

##### 4.3.2 『図書館雑誌』の県立図書館特集について

翌1966年、『中小レポート』を作成した中小公共図書館運営基準委員会の委員であった鈴木四郎（埼玉県立図書館）は、『ひびや』1966年2月号掲載の東京都立新図書館構想に関する論文で、『図書館雑誌』の県立図書館特集の記事について、④資料センター、⑤参考事務センター、⑥読書施設の設置拡充への指導助言、読書運動の推進母体、の三つの共通点が見出されることを指摘し、このうちの④について、県立図書館は、市町村立図書館を第一線図書館とし、自らは第二線図書館として資料面のセンター、つまり「図書館の図書館」でなければならぬことが主張されていると解説している<sup>41)</sup>。

鈴木は、この位置付けと先の後藤の見解の正しさは認めつつも、県立図書館が第二線の立場を貫くことが困難であることを指摘し、その原因として、④県庁所在地の市立図書館の不在、⑤県内市町村立図書館の未発達、⑥県立図書館の内容の貧弱さの3点をあげている。そして、後藤によるアメリカの州立図書館のモデルに対して、イギリスのカウンティ図書館と市町村立図書館からなる協力組織をモデルに、都立図書館と市町村立図書館とが対等に参加する相互協力組織を提唱している。

鈴木が指摘する「第二線図書館」とは、県立図書館の三つの機能のうちの一つであり、機能的な観点からとらえられているが、『図書館雑誌』の特集記事の県立図書館像は、記事の内容から「第二線図書館」と見なされている。

なお、イギリスの相互協力組織には学ぶべき点が多いが、イギリスのカウンティ図書館と日本の県立図書館では性格が異なることを考慮する必要がある。

このように、この2点の記事では、『中小レポート』や『図書館雑誌』の県立図書館像に対して「第二線図書館」の用語が用いられている。いずれも、何らかの形で有山の「第二線図書館」論に触れていたため、このような用語を用いたとも考えられるが、詳細は明らかでない。当時は、図書館関係の雑誌が少なかったため、公共図書館関係の記事多数が掲載されていた『ひびや』の影響力はかなり大きかったものと思われる。

こうして、有山の「第二線図書館」論は、「図書館の図書館」論「や間接サービス」論と結び付けられ、今日普及している<『中小レポート』における市町村立図書館＝第一線図書館、県立図書館＝図書館の図書館＝間接サービス＝第二線図書館>という図式が作りあげられたものと思われる。しかし、「図書館の図書館」論や「間接サービス」論には先に指摘した問題があり、この過程で、「第二線図書館」の概念は「直接サービス」に対する明確な位置付けを欠いたものに変質したといえることができる。

結びに代えて

本稿では、第1章で「第二線図書館」の概念に検討を加えた後、第2章で、この用語の現在の定義を比較検討し、統一的な定義が見られないことを明らかにした。第3章では、この用語の提唱者が有山崧であることを明らかにし、その独自の内容を整理して特徴を明らかにした。第4章では、その後の論議としてアメリカ州立図書館をモデルとする「図書館の図書館」論、『中小レポート』における「間接サービス」論を紹介し、それらが「第二線図書館」論の一部を構成するにいたる経過を明らかにした。

以上の考察から、次のことが明らかになった。

- ①現在の「第二線図書館」の概念は、「第二線図書館」「図書館の図書館」「間接サービス」の三つの考え方が相互に結び付き、一体となって形成されたものといえる。その過程で、有山が明確に位置付けていた県立図書館の直接サービスは位置付けられなくなり、軽視されるようになったこと。
- ②ナショナル・プランの形成における『中小レポート』の位置付けが忘れられがちなこと、アメリカの州立図書館、イギリスのカウンティ図書館とわが国の県立図書館の地方自治制度上の相違が十分明らかにされなかったことが県立図書館の直接サービスが軽視される原因になったと思われること。
- ③上記の『図書館雑誌』『ひびや』掲載の文章や論文では、文中で文献の紹介が行われているものの、注や参考文献がなく、「第二線図書館」の用語の出典が示されていない。定義や出典を不明確にしたまま論議を進めたことは、「第二線図書館」の用語をあいまいな形で普及させた原因の一つであると思われること。

本稿では「第二線図書館」の用語に関する最初の問題点、すなわち、その起源と定義を明らかにした。「第二線図書館」の用語に関するその他の問題点、1960年代後半に登場した現実の「第二線図書館」の特徴、問題点とそれに対する批判等については、今後、順次明らかにしていきたい。

注・引用文献

- 1) 東京都立立川図書館職場会『実践から生れた第二線図書館への道』東京都職員労働組合教育庁支部三多摩分会, 1983, 102p.
- 2) 鈴木四郎「東京都の図書館計画について一県立図書館の立場から」『ひびや』No. 80, 1966.2, p. 142.

- 3) 小林俊夫「大阪府の図書館組織について」『大阪府立図書館紀要』No. 4, 1968.3, p. 4.
- 4) 図書館問題研究会『図書館用語辞典』角川書店, 1982, p. 333.
- 5) 前掲書, p. 342-343
- 6) 前掲書, p. 473.
- 7) 鹿児島県図書館協会「県立図書館の機能と役割」『図書館雑誌』Vol. 66, No. 11, 1972.11, p. 520-525.
- 8) 埜上 衛『図書館活動』東京書籍, 1983, (現代図書館学講座 6), p. 31-32 (埜上), 125-126(鈴木).
- 9) 鈴木四郎『公立図書館活動論』全国学校図書館協議会, 1985, p. 71, 149.
- 10) H. 「県立図書館第二線機能論再考一直接サービスと市町村立図書館との提携」『秋田県立図書館報』No. 103, 1983.1, p. 2.
- 11) 有山崧「図書館は生きている」『教育と社会』Vol. 5, No. 1, 1950.1, p. 48-51.  
有山崧『有山崧著作集 第1巻』日本図書館協会, 1970, p. 77-82. に再録。
- 12) 有山崧「新しい図書館」『Books』No. 34, 1953.2 p. 5-7; No. 35, 1953.3, p. 2-5; No. 36, 1953.4, p. 8-10.  
有山崧『有山崧著作集 第3巻』日本図書館協会, 1970, p. 119-128. に再録。(関連部分は p. 121-122)
- 13) 有山崧「地域社会における公共図書館の課題」『教育じほう』No. 118, 1957.10, p. 7-10.  
有山崧『有山崧著作集 第3巻』日本図書館協会, 1970, p. 107-111. に再録。(関連部分は p. 109-110)
- 14) 有山崧「訪欧感想 5 BLANK AREA の問題」『図書館雑誌』Vol. 57, No. 7, 1963.7, p. 328-330.  
有山崧『有山崧著作集 第2巻』日本図書館協会, 1970, p. 146-151. に再録。
- 15) 有山崧「訪欧感想 6 貸出組織の問題」『図書館雑誌』Vol. 57, No. 8, 1963.8, p. 382-384.  
有山崧『有山崧著作集 第2巻』日本図書館協会, 1970, p. 151-156. に再録。
- 16) 尚学図書『国語大辞典』小学館, 1981, p. 1613-1614.
- 17) 有山崧, 前掲書, p. 384.
- 18) 有山崧, 前掲書, p. 384.  
有山崧「訪欧感想 5 BLANK AREA の問題」p. 328, 329-330
- 19) これは、有山の主張に影響がないことを示すもの

ではなく、一般的な文章や記事に参考文献や注を記載する習慣がないことによるものであろう。

- 20) 裏田武夫「州立図書館の一機能—ミシガン州立図書館を訪ねて」『ひびや』No. 3, 1958.3, p. 1-2.
- 21) アメリカ図書館研究調査団『アメリカの図書館』1960, p. 20-25.
- 22) 後藤純郎『アメリカの州立図書館』『ひびや』No. 25, 1960.4, p. 2-6.
- 23) 東京都立日比谷図書館協議会「東京都公共図書館総合計画 1962」『ひびや』No. 47, 1962.3, p. 1-4. 『ひびや』No. 76, 1965.6, p. 4-7 に再録。
- 24) 北島武彦「疑問と意見（東京都の公共図書館総合計画に対する意見）」『ひびや』No. 51, 1962.7, p. 3-4.
- 25) 日本図書館協会中小公共図書館運営基準委員会『中小都市における公共図書館の運営—中小公共図書館運営基準委員会報告』日本図書館協会, 1963, p. 14, 54-55.
- 26) 前掲書, p. 20-24, 205.
- 27) 前掲書, p. 24.
- 28) 前掲書, p. 202-208.
- 29) 前掲書, p. 215.
- 30) 前掲書, p. 24.
- 31) 『図書館雑誌』Vol. 61, No. 12, 1967.12, p. 546.
- 32) 葉袋秀樹「戦後県立図書館論の系譜( I )1945-1969」『図書館評論』No. 25, 1984.7, p. 63-64.
- 33) 日本図書館協会『小図書館運営研究委員会報告 1964』1965, 55p.  
日本図書館協会『小図書館の運営—小図書館運営委員会報告』1966, 37p.
- 34) 市村 新「県立図書館論によせて」『図書館雑誌』Vol. 58, No. 4, 1964.4, p. 142-144.
- 35) 高橋文夫「公共図書館の機能をどう考えるか」『図書館雑誌』Vol. 58, No. 1, 1964.1, p. 138-141.
- 36) 高橋文夫「公共図書館の概念と一線・二線論の問題点」『図書館雑誌』Vol. 58, No. 6, 1965.6, p. 212-213.
- 37) 中山正道「公共図書館における保存的機能とはどういうことか」『図書館雑誌』Vol. 58, No. 10, 1964.10, p. 427-431.
- 38) 中山正道「間接サービスについて—ナショナルプラン確立のために」『図書館雑誌』Vol. 59, No. 2, 1965.2, p. 45-47.
- 39) 日本図書館協会中小公共図書館運営基準委員会, 前掲書, p. 205.
- 40) 後藤純郎「都立図書館の任務と対象—“新設都立図書館”に望む」『ひびや』No. 78, 1965.10, p. 73-80.
- 41) 鈴木四郎, 前掲書, p. 141-144.